

日 時 : 平成24年1月25日(水)
午後6時00分～
場 所 : 川西市役所4階 庁議室

川西市個人情報保護審議会（第50回）

1 会長あいさつ

2 審議事項

諮問第42号

市立小中学校等での給食費免除に伴う生活保護世帯に関する個人情報の
目的外利用について

諮問第43号

学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用について

諮問第44号

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者
個人情報の目的外利用について

3 その他

諮詢 第 42 号

平成24年1月17日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田敏雄様

川西市長 大塩民生

個人情報の取扱いに関する意見について（諮詢）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聞くことについて、別紙のとおり諮詢します。

記

目的外利用・提供について

市立小中学校等での給食費免除に伴う生活保護世帯に関する個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
64	生活保護実施業務	各市立小中学校及び養護学校に通う児童・生徒を含む世帯に対して生活保護を実施するに当たっては、生活扶助の外に、義務教育に伴って必要となる学用品や学校給食等に係る教育扶助が行われることとなる。そのうち給食等については、学校から現物により給付する必要があることから、右記の生活保護世帯情報を各市立小中学校等において利用し、給食費免除等に係る事務処理を行おうとするものである。 (なお当該個人情報は、川西市個人情報保護条例施行前から各学校において利用されているが、現行条例においては目的外利用に当たるものであることから、このたびの学校徴収金事務に係る個人情報の目的外利用(諮問第43号)に合わせて諮問するものである。)	生活保護対象世帯のうち、中小学生及び養護学校生が含まれる世帯の世帯主名・住所・生活保護開始年月日及び当該小学生の氏名・学年	教育総務課・学務課	生活支援課	通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知することの必要性がないため。	提供にあたっては、以下の条件を付する。 (1)提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。 (2)提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。

諮詢 第 43 号

平成24年1月17日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田敏雄様

川西市教育委員会

教育長 益満良一

個人情報の取扱いに関する意見について（諮詢）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聞くことについて、別紙のとおり諮詢します。

記

目的外利用・提供について

学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
65	学校徴収金事務	<p>生活保護法に基づく生活保護が実施されるに当たり、生活扶助の外、義務教育を受ける児童・生徒が含まれる世帯に対しては、教育扶助に係る金銭等も含めて給付されているが、本来、この教育扶助に基づく給付金から学校に対して支払われるべき学校徴収金を滞納している生活保護世帯が存在している。</p> <p>生活保護実施に係る事務を所管する生活支援課においては、これらの学校徴収金滞納世帯に対して、教育扶助に基づく給付金が適正に支出されているかを確認しなければならないことから、本件個人情報を利用することにより、必要に応じて生活保護法に基づく指導又は指示を行おうとするものであり、延いては、学校徴収金の納付率の向上に繋げようとするものである。</p>	学校徴収金の滞納者のうち、生活保護世帯に当たる世帯の世帯主名・住所及び当該小中学生の氏名・学年	生活支援課	教育総務課・学務課	通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知することの必要性がないため。	提供にあたっては、以下の条件を付する。 (1) 提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。 (2) 提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。

諮詢 第 44 号

平成24年 1月17日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田 敏雄 様

川西市長 大 塩 民 生

個人情報の取扱いに関する意見について（諮詢）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聞くことについて、別紙のとおり諮詢します。

記

目的外利用・提供について

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者個人情報の目的外利用について

[別紙]

目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
66	身体障害者援護業務	<p>平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務化されたが、特に聴覚障がい者が含まれる世帯においては、一般的に流通している音により警報を発する警報器では覚知が困難であることや、聴覚障がい者に対応した光警報器等の流通価格が高額であること等の理由により、警報器の設置率は未だ著しく低い状況となっている。このような現状に鑑み、消防庁は、低所得の聴覚障がい者世帯を対象に光警報器等の無償給付を行う事業者に対して当該経費の補助を行うことにより、その普及を促進しようとする支援事業を実施することとした。</p> <p>本件支援事業の対象者は「生活保護受給世帯の構成員に聴覚障がい者が含まれていること」が要件となることから、本事業に関するリーフレットや申請書類等を本市から送付するにあたっては、対象者の抽出及び発送先住所の把握が必要となる。そこで、生活保護世帯に関する情報を有する生活支援課が、障害福祉課の保有する聴覚障害に係る身体障害者手帳の所持に関する情報を利用することにより、当該事業の対象となる者を漏れなく把握した上で申請書類等を送付し、本事業の目的である低所得の聴覚障がい者世帯における光警報器等の普及の促進を図ろうとするものである。</p>	<p>身体障害者福祉法に規定する、聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持する者（及びその者が属する世帯の世帯主）の氏名・住所 (現在、障害者手帳申請中の者も含む。)</p>	生活支援課	障害福祉課	<p>通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知することの必要性がないため。</p>	<p>提供にあたっては、以下の条件を付する。 (1) 提供した個人情報を、目的外に利用・提供しないこと。 (2) 提供した個人情報は、漏えいのないよう厳重に管理すること。</p>

<生活支援課>

生活保護の決定（法第24条）

教育扶助（法第13条）※金銭又は現物による

教育扶助に関し、適正に支出されているかの調査

⇒ 法第27条に基づく指示及び指導（保護の目的達成に必要な指示・指導）

（第62条：27条指示等に従う義務・義務違反の場合は保護の停廃止等）

★窓口給付への変更等（学校関係者との連携により給付時に即納付させる方法）

①【生活保護世帯情報】

※教育扶助の対象世帯のみ

②【学校徴収金の滞納者情報】

※生活保護世帯の未納者で、督促後も納付に応じない者のみ

<各学校>

在校生のうち生活保護世帯に属する者の情報

⇒ 給食等の現物給付を行う

学校徴収金の徴収業務：未納者のうち生活保護世帯の把握 ⇒ 未納者への督促

※教育扶助：家庭内就学費等（参考書等自主学習用書籍等の費用など）も含むもの

（学校徴収金を優先的・強制的に取り扱えるものではない）

※学校徴収金：児童生徒が学校活動をしていく上で必要な公費で賄えない様々な費用

（全て児童に還元される：学年費、自然学校・修学旅行代、卒業アルバム代、等）

※表中「法」とあるのは、生活保護法のことです。

生活保護法（抜粋）

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(種類)

第十一條 保護の種類は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一 生活扶助 | 二 教育扶助 | 三 住宅扶助 | 四 医療扶助 | 五 介護扶助 |
| 六 出産扶助 | 七 生業扶助 | 八 葬祭扶助 | | |

(生活扶助)

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- | | |
|----------------------------|------|
| 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの | 二 移送 |
|----------------------------|------|

(教育扶助)

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- | |
|-------------------------|
| 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品 |
| 二 義務教育に伴つて必要な通学用品 |
| 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの |

(申請による保護の開始及び変更)

第十四条 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第二項の規定は、この場合に準用する。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(教育扶助の方法)

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

- 2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(不利益変更の禁止)

第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

(指示等に従う義務)

第六十一条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬ。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明すべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。)、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

(電子メール施行)

消 第 1 4 2 9 号

平成23年9月30日

各 消 防 長 様

兵庫県企画県民部災害対策局消防課長

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について

標記のことについて、平成23年9月29日付け消防予第366号にて消防庁予防課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各市町福祉部局との連携を図り協力いただけるようお願いします。

【担当】 兵庫県企画県民部災害対策局消防課
指導係 小松
電話/FAX 078-362-9823／078-362-9915
Eメール Shigeru_Komatsu@pref.hyogo.lg.jp

消防予第366号
平成23年9月29日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長

} 殿

消防庁予防課長

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施について

平成16年消防法改正による住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置義務化については、平成23年6月までに全国全ての市町村において施行されたところですが、各消防本部におかれましては、住警器の設置対策にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、平成23年6月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約3割にのぼり、特に、聴覚障がい者世帯においては、一般的に流通している住警器は音による警報を発するものであり聴覚障がい者には覚知が困難であることや、聴覚障がい者の方に対応した光警報器等の流通価格も高額となっていることから、その設置率は未だ低い状況になっています。

このため、消防庁では、低所得の聴覚障がい者を対象に光警報器等の補助警報装置を付属した住警器の無償給付等を行う事業主体に対して、当該経費の補助を行うことにより、当該住警器の設置を推進することを目的とした「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（別添1）を実施することとしました。今後、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業公募要綱」（別添2）に基づき、事業主体を公募により決定し、事業を実施することを予定しております。

なお、本事業については、消防庁において厚生労働省社会・援護局保護課及び障害保健福祉部企画課自立支援振興室と調整済みであり、「「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の実施に際しての調査に関する情報提供等について」（平成23年9月29日付け事務連絡（別添3及び別添4））が各都道府県民生主管部障害保健福祉主管課及び生活保護主管課宛てに発出されており、各市町村福祉部局と連携を図り協力いただけるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いします。

各消防本部等におかれましては、上記の趣旨に鑑み、事業実施にあたって、支援対象者の把握及び周知、事業主体への指導等の協力方よろしくお願ひいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課 滝、児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail:t2.ishikura@soumu.go.jp

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の普及支援事業 概要

聴覚障がい者対応型の住警器の普及が著しく進んでいない現状に鑑み、当該機器を調達して低所得の聴覚障がい者に無償給付等する事業の実施主体に対し、消防庁から予算補助（補助率一定額（10/10））を行う。【平成23年度「元気な日本復活特別枠」3.2億円（繰越明許費）】

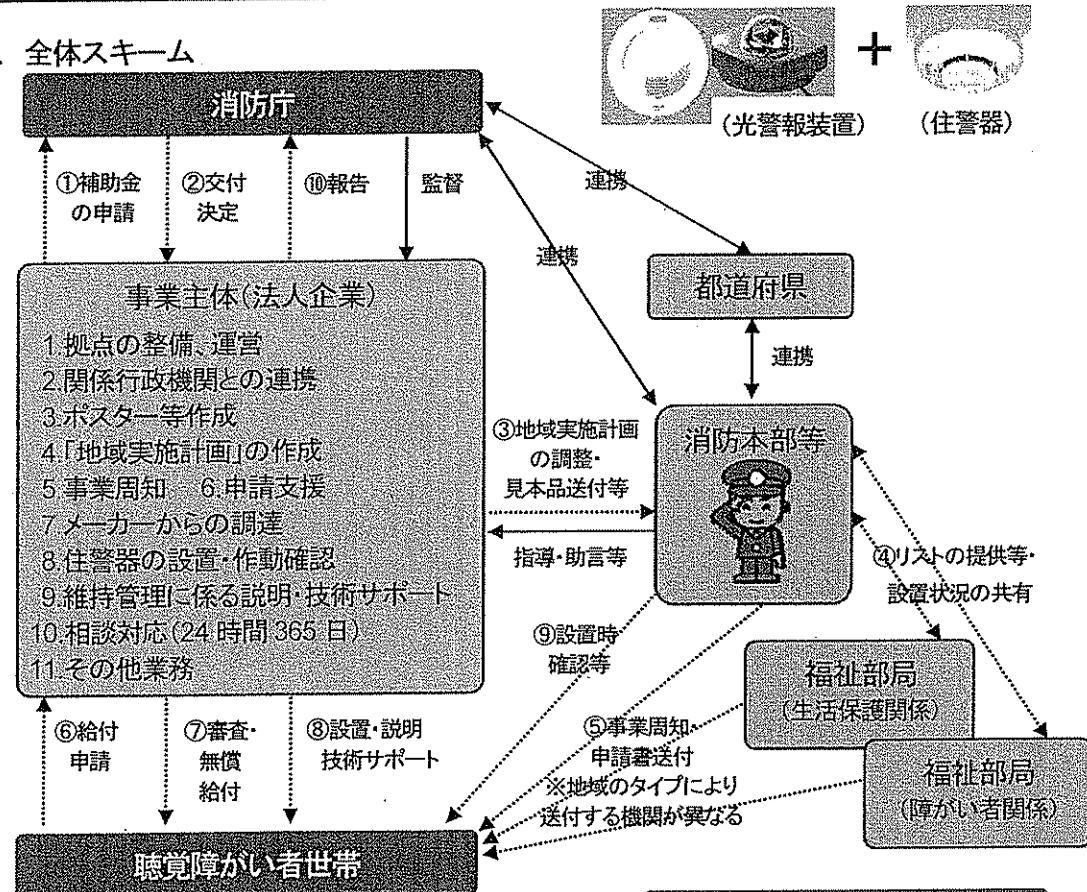
1. 事業の対象者（1.4万人程度を想定）

- ① 生活保護受給者であること。
- ② ①の者が世帯主となる世帯の構成員に聴覚障がい者が含まれること。
- ③ ②の者が居住する住宅に、聴覚障がい者対応型の住警器が未設置であること。

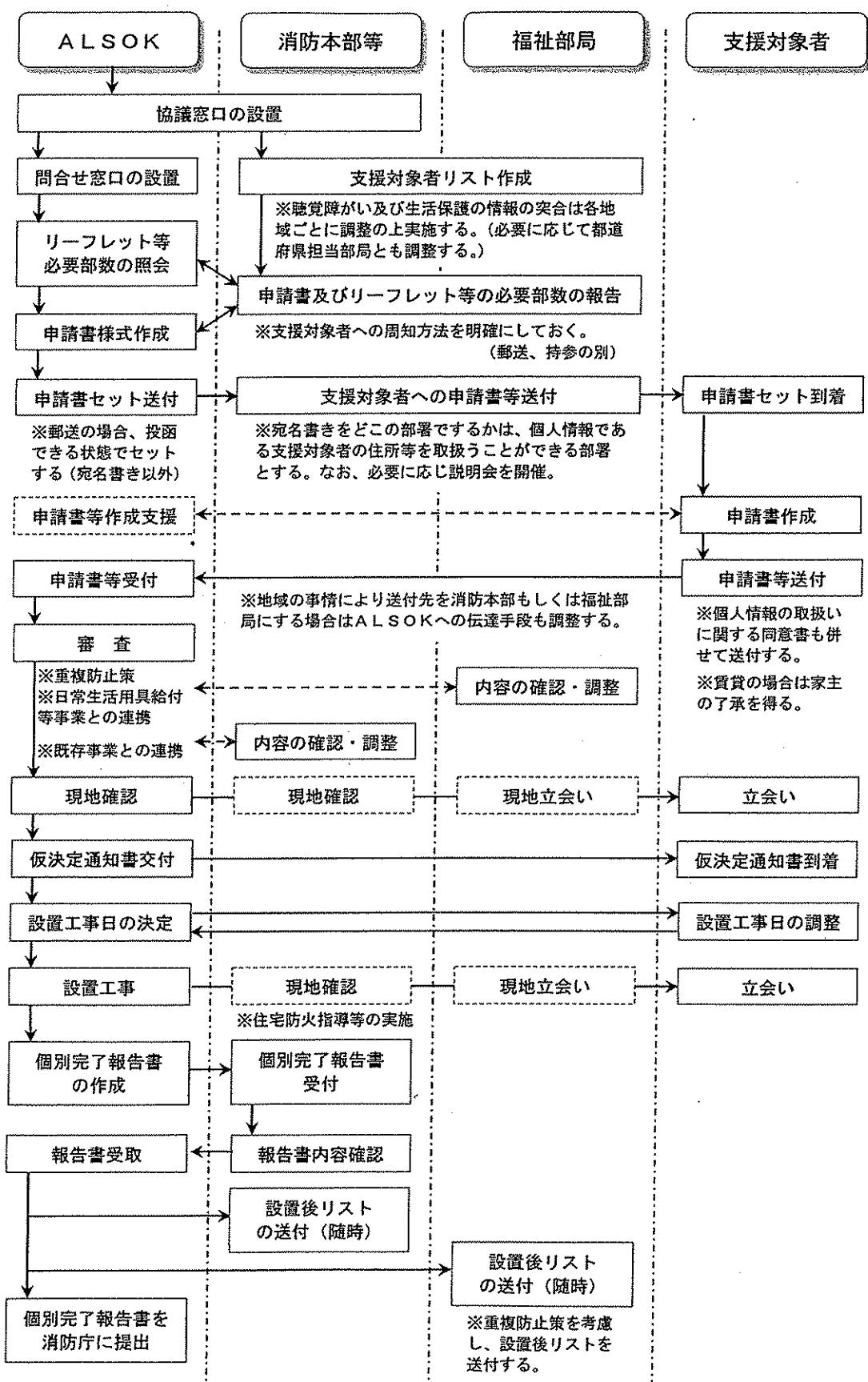
2. 調達物品

光警報装置等を接続（有線又は無線）することで、音と光等による警報を発する住警器を調達。（警報手段、仕様等については公募要綱「別紙3」を参照。）

3. 全体スキーム

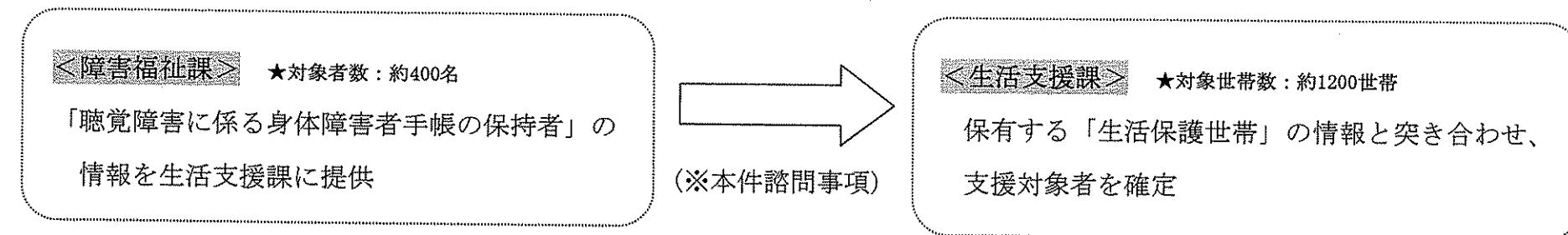


聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業 業務フロー

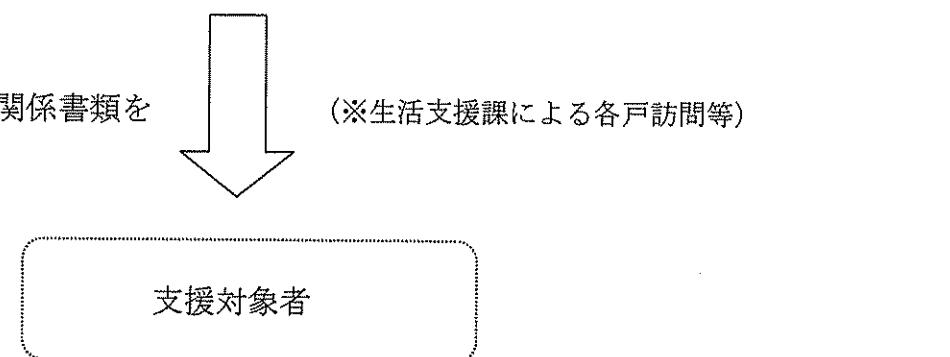


【聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器普及支援事業における支援対象者確定に関する事務の流れ】

1. 支援対象者の条件に基づいて、障害福祉課が保有する「聴覚障害に係る身体障害者手帳の保持者」の情報と、生活支援課が保有する「生活保護世帯」の情報を突き合わせ、支援対象者を確定する。



2. 本事業の周知のため、支援対象者に申請書、リーフレット等の関係書類を生活支援課から直接郵送する。



3. 支援対象者は、警報器設置に関する申込書等の書類を、事業主体に送付し設置の申請を行う。

